

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	都市・まちづくり課	整理番号	2-107
処分の種類	個人施行者の施行認可の取消し			
根拠法令条例等・条項	土地区画整理法第124条第2項			
処分の概要	都道府県知事は、個人施行者が前項の規定による命令に従わない場合においては、認可を取り消すことができる。			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)  【参考】土地区画整理法第124条第2項  都道府県知事は、個人施行者が前項の規定による命令に従わない場合においては、その施行者に対する土地区画整理事業の施行についての認可を取り消すことができる。			
基準の制定根拠	-			